

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

## 清末民初、上海の会館・公所と商会： 組織構成を中心として(上)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): 会館・公所(ギルド), 紳商, 商会(総称)成員, 商会指導層 キーワード (En): 作成者: 林原, 文子 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	<a href="https://doi.org/10.18956/00006215">https://doi.org/10.18956/00006215</a>

## 清末民初、上海の会館・公所と商会

——組織構成を中心として—— (上)

林 原文子

### 要 旨

近年、商会の資本主義的性格を高く評価する見解が出てきているが、本稿は商会の構成者の性格を分析し、ギルドの影響の存続の有無に注目する。上海商業会議公所は官憲の補助機関の性質を佩び、その会員は多くは会館・公所の董事からなりギルドの機能を存していた。指導層の内、官僚の地位を保有する者が七割強を占め紳商であった。上海商務總會の構成者は一幫一行が代表を商会会員に推挙し、このことが「商会組織内部をして封建的性質の行幫勢力の存在と影響を完全に排除することは不可能にした」。1920年の「桂電」事件では商会指導層の紳商としての体質が露呈された。改選後会長は新興の指導者になったが、商会の基礎を成した会館・公所は幫の影響が強くその中心は寧波幫である。1920年の改選で会長に湖南幫の聶雲台が選出されたのを除き、前後25年間、会長は特に寧波幫に属した。幫の領袖が近代企業家に転進できるかが、商会近代化の鍵になるとみられる。

キーワード：会館・公所（ギルド）、紳商、商会（総称）成員、商会指導層

### はじめに

近年来、清末に成立した「商会」（清末に日本、欧米の商工会議所を模倣して新設した、各業界を包括した商工業者の組合。総称）の以後の活動をめぐって、その資本主義的性格を高く評価する見解が、上海社会科学院の徐鼎新、復旦大学の楊立強ら上海の研究者を中心に提出されている。これは中国近代史を政治史中心に辿ってきた従来の歴史観に対する反省から、中国内部の資本主義的發展を肯定的に検証し直し経済史的観点を基軸に中国近代史を把握しようとする最近の研究界の動向と歩調を合わせるものである。この小稿では「商会」について、徐鼎新らが研究対象とした上海商業会議公所（光緒二十八年（1902年）一月成立）、その後身の上海商務總會（光緒三十年（1904年）五月成立）、それが改組された上海總商会（民国五年（1916年）九月章程を改訂）を中心に扱う。

しかし、商会の成立以前に長期に亘って、会館・公所と呼ばれる商工業者の同郷同業団体（ギルド）が存在してきたことは周知の事実である。さきに私は、「H・B・モースが清末に把握した中国のギルドとは、政府とは没交渉に、ギルド追放を最後の手段とする、独自に強力な統制力をもつ組織だった」ことを提示した。つづく清水盛光は、少なくとも清末までの個々のギルドが各自の圏内において勢力を振るったことを確認し、「中国のギルドの成員に対する経済的統制力の大きさは、明らかである」と結論付けた。根岸信も「ギルド独自の自治精神の保持によって、国家権力と経済勢力が並立した」ことを指摘し、さらにギルド統制と制裁、各ギルドの事業独占が実効性をもっていたことを主張し、ギルド規約を守る成員への保護とそれに違背するギルド員への、ギルド追放を最終手段とする罰則によって統制を行なうことが出来たとの見解を示し、やはり少なくとも清末までは各個ギルドの統制はほぼ貫徹されたものと考えられる、という一応の結論を得た。<sup>1)</sup>

中華民国以降については、仁井田陞の『中国の社会とギルド』（1951年初版）を通読すれば、ギルド統制の弛緩を示すギルドがある一方で、民国後三十年を経てもギルドはなお健在だったとも述べている。<sup>2)</sup> ことにアヘン戦争後、開港場として海外貿易が急速に発達した上海において、安価な大量の機械製品の流入は一部のそれに対応する商品の製造、販売に関わるギルドの統制維持に打撃を与えたのか否か。そして清末、外国の商工会議所を模倣して設立された「商会」は民国後全国に展開されたが、實際上、一般には封建経済を基礎とする在来のギルドとどのような関係を構築したのか。商会の構成者（役員、会員）はギルド領袖、成員をどの程度取り込み、彼等は商会の活動に影響を及ぼしたのか。基礎となるギルドは資本主義経済に接触した場合、はたしてギルド機能は弛緩し、商会の構成者として近代的役割を果たす成員になりえたのか。この小稿では、以上の点に留意しつつ、商会の構成者を中心に分析を試みたい。

## 一、上海の会館・公所の形象

最初に民国後も含め上海のギルド（会館・公所）を概観しておこう。上海の人口の多いこと、ギルドの多いことは、中国の都市において未だかつてなかった所である。民国七年（1918年）版『上海県統志』<sup>3)</sup>に会館25、公所47、合計72を挙げている。しかるに辛亥革命後十年を経た民国十一年（1922年）版『上海指南』には、会館53、公所175、合計228を挙げている。上海は道光二十三年（1843年）の開港より民国十七年（1928年）に至る八十五年間に人口二十二倍になったのだから、その本地人（上海出身者）は甚だ少なく、客籍人（他郷から上海に来た者）が頗る多いことが判る。客籍の主たるものは、外国貿易を目的としてここに来た客商であるから、やがて彼等は同郷同業の縁により会館・公所、すなわちギルドを設定した。<sup>4)</sup> 清末以降、上海にギルドが多くなったのは、第一に、内外貿易の繁盛興隆と密接に関連するものであ

る。第二に、租界が開拓されたために、政局の動揺、戦争の危険を免れ庇護を受けることのできる一区域の安全地帯を形成し、多数の外来人口を吸引し、地域、行業（職業、業界）に照らして小集団（「幫口」）を結成したためである。

ここで会館・公所の呼称について一言しておく、一部の研究者は、会館は同郷の公益団体で、公所だけが工商各業の同業組織であると考えた。これは会館・公所の名称にとらわれ、その実質に対する考察を軽視した見方である。たとえば上海に寄寓する紹興籍（浙江省）の商人が組織した浙紹公所は、あるいは紹興会館と称した。同じく徽州、寧国（安徽省）商人が組織した徽寧公所は、あるいは徽寧会館と称した。同じく無錫、金匱両県（江蘇省）商人が組織した錫金公所は、あるいは錫金会館と称した。台州（浙江省）公所はまた台州会館と称した。こうした例は枚挙にいとまがない。<sup>5)</sup>

上海客幫は、同一地区の商人が数種の行業の範囲内に集中している。このため当時の上海の同郷団体は、同業組合の要素を含む。客商は多く郷里の名産を売り出すから、一つの同郷団体が一つの行業で構成されているものもある。たとえば、浙江省属金華府は火腿（ハム）の生産を以て名があり、その上海に在留するもの数千人悉く火腿を業とし、金華幫もしくは腿業幫と呼んでいた。<sup>6)</sup> 同郷、同業が織り混ざった社会現象は、まさに中国伝統行会（ギルド）組織の特色である。組織の結束は、同業の規約による束縛と同郷の誼による紐帯に依拠したが、後者は下位に立つようになった。

上海の諸幫のうち勢力があったのは、山西、寧波（浙江省）、福建、広東の四幫である。広東幫は、上海開港前に欧米貿易を独占し、長期にアヘン、煙草（潮烟）、砂糖、外国機械製綿布（洋布）、外国製雑貨（洋雑貨）等若干の重要な行業を制御していた。同時に外国の言語・事情に通じている者が多いので、上海開港後、欧米企業の買辦（中国にある外人商社が中国人との取り引きを円滑にするため雇傭していた高級使用人）となって、貿易その他彼等の事業に参与し、その得た富と智識を利用し、自ら新式事業を創め、一時上海市場を独歩した。

寧波幫は、上海、天津を大市場とし、清末、寧波人の所有するジャンク（沿海や河沼等に使用する、帆や櫓であやつる小型運送船）はなお八百隻あった。彼等は、満洲、直隸、山東の豆、豆油、豆粕、落花生、果物、薬材を南方に送り、浙江、福建、江蘇の紙、茶、陶磁器、明礬、竹、竹器、蕈、雑貨を北方に輸し、土地の遠近により毎年一回ないし六回の航海を為し、大船は一万五千両の貨物を積み、一千九百両の利益を得、小船は六千両を積み込み、五百両の利益を得た。<sup>7)</sup>

寧波商は上海開港以前から上海に来て商売貿易をし、ある記録に拠れば嘉慶二年（1797年）に、初めて「四明公所」を建てた、とある。四明は寧波の別名である。嘉慶年間（1796-1820年）以降の沿革は『上海四明公所大事記』等により詳らかである。<sup>8)</sup> その大発展は上海開港以後であり、寧波は土地が上海に近接しているため、殆ど全市を挙げて上海に移住することにな

った。殊に郷党観念が熾烈であったので、相互に助け合って各業に従事し、あらゆる方面において成功を遂げた。典型的同郷団体と公認されている四明公所ですら、その内部構成は、同じく若干の行業小団体を含み、また後になるほど、行業小団体は四明公所内で増加し、挙げておけば、材木業、不動産業、漆業、漁業、鶏卵業、海産物業、銀樓業（銀地金の売買、銀器具・髪飾りの製造販売）、酒業、加工食品業、河川汽船業、生鮮豚肉業、茶館業、石炭業、点心業、靴修理業、鋳造業、宿屋業、衣類業、皮衣業、朝鮮人参業、食堂、菓業、既製服業、たきぎ業、金融業、蠟燭業、袋業、茶菓子業、古着業、野生鳥獣肉業、銅鉄業、竹業、南方特産食品業、もち米団子業、塩漬食品業、洗濯業、居酒屋業等、百近い行業にあまねく及んでいた。これら多数の行業小団体は、みな団体成員の地位身分を以て四明公所という大家庭に入り、これによって四明公所の組織構成に同業組合の色彩を加えた。<sup>9)</sup>

寧波幫は、広東幫の独占であった買辦業を彼等の掌裡に収め、広東幫のなござりにした銭莊業（旧時の金融機関。兩替を本業として銀行業を兼ねたもの）を紹興幫と共同して独占した。何分人数が多く、その企業広汎であるので、遂に広東人を凌駕した。寧波幫は利害を同じくする高次の団体を組織するため、浙東の紹興幫と連合して寧紹幫を作り、さらに浙西の湖州幫と連合して浙江幫を作った。遂には、浙江幫はその競争相手たる江蘇幫と連合して上海市場を支配するようになった。俗にこれを、後に政治的にも影響を及ぼすようになる浙江財閥と称する。いずれの場合を問わず寧波幫がその牛耳を執るものであって、大同団結した浙江幫を根岸は、大寧波幫と名づけた。<sup>10)</sup>

四明公所には董事会がある。董事会とは、本公所全体の代表となり、各事を議定し、これを執行する権能のあるものである。董事には任期がなく、会員の選挙に依ることもなく、単に董事会の推薦でその任に就いたのである。ただ、清末に一定の改革が行われたとある。沈洪賚なる者が日本人の団結に学んで帰国後、長生会を起し、中小商工業者をして同業の縁に依り諸種の団体を結成し、これを公所の傘下に置かしめその牛耳を執った。光緒二十九年（1901年）遂に推されて公所の經理（事務長）に挙げられ公所の実権を握った。従来公所の機務は貴族的董事に独占せられていたが、ここに至り下流階級のものもまたこれに参加することとなった。<sup>11)</sup> 沈洪賚は各団体の役員をして毎月公所の会計を検査せしめたが、後に至り、董事会の外に、各団体や個人を纏め、董事会を補佐監督する公義聯合会なるものを組織した。公義聯合会は、毎年公所に十元以上を寄付したものを会員とし、会員の選挙により会の董事九名を設け、董事の互選に依り、会長一人を置く。共に任期は一ヵ年に限っている。本会は多数会員の参政を本旨とするものであった。沈氏の没後、朱佩珍、虞和徳（虞洽卿）ら公所董事九名が公所の実権を回復したが、一旦与えた公義聯合会における参政権を取り消すわけにいかず、殊に辛亥革命（1911年）のため民主思想が勃興したので、董事会と公義聯合会は相倚って本公所を支配していたという。<sup>12)</sup> 民国五年（1916年）の新章程に拠れば、毎年一回常年大会を開くとき、董事会

と公義聯合会とが合同してこれを招集し、列席の本所董事を皆で推薦して（「公推」）議長とし、公義聯合会の董事を選挙して会計を報告し事件を提議させる。「董事三分の二以上の出席で開議し、列席者の過半数で決議する」と規定している。<sup>13)</sup>しかし、この規定では「列席者」の定義があいまいで、決議に会員が直接参与できたかは不明である。また本所董事会の董事の選出については、最近の章程に拠るに、創立者の子孫及び原任董事九名を以て組織し、欠員ある場合は董事会の公議に依ってこれを推補する。すなわち公所会員の選挙によるものではなく若干のボスにより組織されるものであって、根岸は「貴族主義行わると言うべきか」と見ている。<sup>14)</sup>本所董事会に対し、沈洪賚の没後、公義聯合会がどの程度の勢力を保持したのかも検証が必要である。別の箇所では、沈洪賚の長生会の結成後、民衆に実権が委譲された時期があったが、「下層階級に依る諸団体が如何に強大になっても若干の領袖に領導せらるること、汎ゆる団体と異ならぬこと」を改めて強調している。その寧波幫の領導者は商工社会に雄飛し、「あるいは上海総商会の会長に推されあるいは寧波旅滬同郷会<sup>15)</sup>の会長に任ぜられ、虞氏（虞治卿）の如きは寧波幫の大御所と称せられ、秦氏（秦潤卿）も亦虞氏に雁行するものと言われているのだから、彼等を以て寧波幫の領導者と為すべきものだろう」<sup>16)</sup>として領袖により指導されたという見方を示している。

上記では寧波幫を中心に、大きな同郷幫の枠で同郷同業組織を見たが、それでは次に視点を同業的性質の面に移してみよう。上海開港以前の16の同業団体の性質が強いものの中で、商船会館が代表するジャンク業は、最近の考察では、一定程度、資本主義萌芽の要素を含むといわれるのを除くとして<sup>17)</sup>、当時上海銭業（総）公所が代表する銭莊業、その他団体の土布業（手織り綿布業）、南北貨業（南貨は南方特産の海産物など。北貨は落花生、クルミなどの乾物類）、生鮮豚肉業、北京製帽子販売業、製薬原料業、豆米雑穀業、古着業、棉花業等は、基本的に伝統経済の基礎の上に築かれた旧式金融業と旧式商業である。さらに一つ、成衣公所が代表する衣服仕立て業は、旧式の手工業に属する。<sup>18)</sup>まだこれらの旧式商業、金融業、製造業においては、内部で資本主義萌芽が現れた業界は取るに足りなかったとみられる。

南京条約（1842年）の五港開港は、形勢に変化を生じ始めさせる一つの契機となった。唯一の対外貿易開港地だった広州から開港地が北に移るにつれて、上海の商業貿易は元の閉鎖型内陸貿易市場から開放型の対外貿易市場に変わっていき、輸出入商品貿易総量と総額は年とともに増加した。これに伴って、上海商界に流通領域内で理論上は資本主義経済の特徴を備え、専ら輸出入商品の購入と販売を営む商業企業が出現あるいは成長することになる。その中で各種の輸入商品を主要業務とする洋布業、洋雑貨業、五金石炭小物鉄業、材木業等のごとき、また輸出国産品仲買貿易の生糸業、茶業、毛皮と皮製品業、ゴマ業（油料作物）、鶏卵業等のごときは、機会に乗じて出現あるいは成長した比較的大きな商業行業である。これらの商業は自身の

同業団体を組織した。洋布公所（振華堂。1856年）、木商公所（木商会館。1858年）、絲業会館（生糸業。1860年）、茶業会館（1867年）、桐油苧麻公所（ゴマ商人。1868年）、蛋業公所（鶏卵業。1904年）、五金木器洋貨公所（1907年）、洋貨九業公所（1909年）、震巽板木公所（洋木商人。1910年）、報関業公所（通関業。1911年）である。これらの団体は1843年から1911年に組織された同業団体四十三の四分の一弱を占め、徐鼎新によれば新型の商業行業団体に属すとして、「その力はいまだ見くびるべきではない」とみているが、しかし絲業会館、茶業会館等は旧来からの大型の業界が結成した団体とみるべきであり、新型の商工業団体と確認できるのは洋布公所、五金木器洋貨公所、洋貨九業公所、震巽板木公所、報関業公所である。新旧工商団体が併存する局面は、20世紀20年代末期までしきたりのまま続いた。さきに1922年版『上海指南』による、会館・公所228という数字を挙げたが、1926年版『上海指南』では、会館60、公所179、合計239カ所に増えていた。<sup>19)</sup>そこで、これらの会館・公所の性質が問題となってくるのである。このうち振華堂洋布公所の性質は変化が見られるようであり、この点は後述する。

## 二、上海商業會議公所の成立の経緯

冒頭に挙げた徐鼎新、楊立強らがその資本主義的性格を主張する上海商務總會（のち上海總商會に改組）の前身である上海商業會議公所が1902年に成立した主たる原因をさぐりたい。従来の見解では、上海商業會議公所は、中央政府が清末の「新政」の過程で、上から官と商の懸隔をなくし日本、欧米の商工会議所に倣って、政府主導で商工業の発展を育成し、欧米列強の経済的侵入に対抗するために組織されたものであり、その直接の契機は、当時、通商条約の輸出入税率改訂交渉の時期に直面し、談判の根拠となる輸出入商品の実勢価格を商人から聴取するため、仲介する組織が必要であったことがその成立を急がせ、その基礎を構成したのは従来からの会館、公所であったというものであった。これに対し、徐鼎新らは、上海商業會議公所の誕生は上から組織化されたことが主因ではなく、アヘン戦争による開港後、少なくとも19世紀後期以降に外国との輸出入が増大化するにつれ、外国との取り引きに関わる民族商工業の部門が資本主義商工業の流過程に巻き込まれ、競争の原理を取り入れざるを得なくなり、従来の会館、公所は店舗数の制限、徒弟・職人数の制限、商品価格の統一、仕入れ原料の配分等種々の規約によって所属する成員を拘束していたが、その力がしだいに弱まり、競争を黙認しすでに資本主義の軌道に入る方向にあり、そうした資本主義的素地があったことが、日本、欧米の商工会議所に倣った新式の上海商業會議公所の出現の基本的要因であるとする。筆者は、徐鼎新らの見解は輸出入に直接関わるごく一部の会館、公所に認められるもののその他多数の会館、公所に当てはめることのできる根拠が充分ではないのではないか、のちの上海商務總會、上海總商會も会館、公所を構成の基礎としており、これらの組織が真に資本主義化したかにつ

いて再考察する必要があると考える。

そこで、清末の上海商業會議公所成立の過程をたどっていききたい。

清末の「新政」(1901年に開始)のとき慈禧(西太后)が、先の1898年、戊戌変法の時の光緒帝載湉が採用した康有為の奏上による変法(革新)方案を再び取り上げ、又上海に商務局を開設することを命じた。两江総督劉坤一は再び張謇、劉世珩を委員として委任し「上海に馳せ参じさせ局を設け……、かつ各業の巨商嚴信厚等を選挙して商務総董とし、所属各業に各々分董を挙げるよう命令した」。嚴信厚等は上海商務総局の総董の身分を以って、一つの官辦(官營)の商務公所(後述する上海商業會議公所とは直接の継承関係はない)を組織し、上海商務総局の下に隷属させた。しかし、当時の上海商務総局は、いたずらに「商務」の虚名を具える政府の役所で、官營の商務公所も同様に甚だしい役所のしきたりを具えていた。すなわち官商のみぞを除去し、社会の気風を開き、商務、実業を振興するという新しい画策は、成果をあげることは難しかった。「依然、官は自ずと官であり商は自ずと商であり、商務の糸口を整頓するにおいて、なお十里の霧を隔てる如し」という状況であった。<sup>20)</sup>

一方で、光緒二十八年(1902年)一月十五日、上海商業會議公所が正式に成立した。当時の歴史の契機からみれば、光緒二十七年商約大臣盛宣懷が、英国を第一とする各国と通商条約の輸出入税率改訂の談判を行う際、外国には商工会議所という後ろ楯があって交渉に有利であるとして、至急、中国でも上海に「商業會議所」(中国語の「商」は「商工」を含む)を有し市況等の諮問に備えるべく、嚴信厚らに命じて談判に合わせて突進的に設立したものである。盛宣懷の言に拠れば「上海は貿易の総埠である。各幫に董事あるが、力や心一致しないので、外商と貿易往来し、事件発生する毎に負けて、利権を坐ながらにして失う。これは商業會議所がないからである。北京駐在各国公使が上海で通商条約改正談判を開かんことを願うのは、上海に自国の商業會議所あって、通商に関して平生調査研究して居り、必要のとき詳細に諮問出来るためである。」<sup>21)</sup> 嚴氏が総理となり二名が副総理となり、日本商工会議所と在上海外国商工会議所等を参酌し、六ヵ条の規約を議定し勅裁を得た。いまその規約を按ずるに、「その一は宗旨を明らかにするものである。本公所は思を集め益を広め(衆人の意見を取り集めてより大きい成果を取め)、商務を講究する(重んずる)を以って起こり、紙幣を使用し、学校を拡張し、商品陳列場を設立し、工芸所を開創し、会社を検査し、商法を制定するなどのことまで漸次施行せんとするものである。その二は、上下を通ずることである。中国においては官と商と分離し不利が多いから、官商一体となる必要がある。……その三は、群情を聯ねることである。本公所は隨時各同業者を招集して會議し、衆人一致して利を興し害を去る方法を講ずる。市場において貨物を売り捌くとき、その価格を公評し濫売を許さず、公所より告知状を發して劃一を遵守せしめる。その四は、利弊を陳ずる(示す)ことである。関稅改訂會議に当たり、各商人をして市価を公所に報告せしめ、公所より条約改訂委員に上申しその参考に備える。その五



は、商人中紛糾のあったとき公正なる紳商<sup>22)</sup>を招集し仲裁する。(省略)<sup>23)</sup>

本規約に拠れば、上海商業会議公所は上からの指示で出来、官憲の補助機関の性質を佩びていることに注目を要する。その会員は實際上、多くは組合の董事から成り、基本的に各公所・会館の上に立つものである(後述)。また規約のその一で実業振興を謳っているけれども、その三で、なお価格を統一し自由競争を制止するなどギルドの機能を存し、かつ同所設立の緊急の課題は、その四の、関税率を実質5%にする条約改正に資するため、公所に基準とする市価を報告させることであった。

確かに成立の経過から見れば上海商業会議公所は、實際上諮問機関の役割を第一義とするいわば上から組織された商工業者団体である。ただ、その地が上海であったのは、「新政」の過程で光緒二十八年三月、欧米、日本を視察するため上海を経由した貝子(満州貴族)載振(二十九年九月、商部尚書に就任)が、成立間もない上海商業会議公所の接待を受け、開港地として発展した上海を目の当たりにし、上海を「商務の粋を集める地として推薦した」ように、その経済的立場の重要性は政府内で認識されていたとは言える。<sup>24)</sup>

徐鼎新はより明確に、上記の設立の契機は第二義的なものであり、決定的要素と根本原因は十九世紀後期以降、中国社会内部(基本的には封建経済)で発展しはじめた資本主義経済の要素である、と主張する。「当時、外国資本主義の侵入、対外貿易の発展と、西方資産階級の文明の伝播につれて、……上述の二種の資本の中、一部分、対外貿易と関係がある企業は次第に資本主義経済の運行の軌道に入り、かつ上海など沿海都市は、さらに流通領域内で資本主義経済の特徴を備えた、資本による搾取の剰余価値の実現と分割を以て基本的機能とし、輸出入商品貿易の購入販売活動を専門に営業する新型の商業業界と商業企業が出現した。」「日清戦争以後、外国資本の中国での工場設立という刺激の下、我が国の一部分の商業資本の蓄積は、近代工業、水上運輸業等に向かって転移しはじめ、次第に中国商人が経営する近代工業企業と各種種類の株式会社が出現し、一群の多種類の身分を兼ねる早期の民族資本家が生まれた。当時、社会内部に現れてきた経済関係と経済構造の明らかな変動は、商会誕生の社会的根源を我々が探究するとき、十分な注意を払うべきである。」<sup>25)</sup>

中国は当初、広州一港のみを開港地とし特許商人「公行」に限定した貿易を行っていた。アヘン戦争敗北後の南京条約(1842年)で上海以南の五港の開港、従価五分(価格の5%)の輸出入関税率が決定され、つづく第二次アヘン戦争後の天津条約(1858年)で大運河への入り口の鎮江および北は牛莊までを含む九港を開港し、北京条約(1859年)で天津を開市場とし、さらに日清戦争の下関条約(1895年)では揚子江中流、上流の沙市、重慶等の開港によって奥地まで開放し、また外国は開港場での各種の製造業に従事する権利を獲得し、中国への資本輸出、すなわち工場設立が公認された(下関条約、第六条第四項)。理論上からいえば、確かに中国は「対外貿易と関係がある企業は次第に資本主義経済の運行の軌道に入り」、日清戦争以後、

外国資本の刺激を受けて、中国に蓄積された商業資本は近代工業企業の投資に転化する方向にすすみ、「早期の民族資本家が生まれた」ことになる。しかしこれら早期の民族資本企業は、経営規模、経営形態、技術水準等において近代企業とみなせるものであったのか、その経営者は近代的性格の民族資本家と評価できるのか（つまり紳商でなかったのか）、さらに彼等が商会の成立、運営にどう関わったのかは、ここでは明示されておらず、筆者には「近代民族企業、民族資本家の登場」が、商会成立の第一義的要因であるとはなお言明できないように考えられる。

商業資本の蓄積については、輸出では貨物量が最も多い生糸、茶の両業において、また輸入は洋貨すなわち洋布（機械織りの平織布）、洋糸（機械製紡績糸）、五金（金、銀、銅、錫、鉄）、石炭・鉄鋼、顔料業等において、それらを取扱う商店と仲買・倉庫業者が高額の商業利潤を獲得した。生糸の例では、1876年、ある人は一回で浙江省の湖絲1500包みを注文し、仲介するあいだに、銀48,000両の利潤を得た。<sup>26)</sup> 輸入の大口貨物である洋布は、上海が中心地であり上海振華堂洋布公所が成立した1858年、商店はわずか十五、六軒であったが、1884年になると、六十二軒に発展した。<sup>27)</sup> 二十世紀初め上海の若干の企業の発展状況は、1906年と1910年を比較すると、洋雑貨業が企業数428から約1,000（133.7%増）へ、五金業（機械、石炭・鉄鋼、五金部品を含む）が90から196（117.8%増）へ、洋布業が68から87（27.9%増）へと増加した。<sup>28)</sup> その商業利潤がいかにして工業資本に転化したのか。徐鼎新は「二十世紀初めに至って、国産生糸の輸出は日本生糸の激烈な競争に遭い、続けさまに挫折させられたが、しかし少なからぬ生糸商は資本を多くの方面に投じていたので、……家業を維持した。その中、かなりの部分の人が尽力して時代の潮流を追い、近代製糸工場に投資し、品質の優良な生糸を生産した」とみている。また商業の分野でも、「一定の勢力を備える銭莊業（最高の1908年には115軒存在）は、輸出入商品貿易中、外国資本、新式商業と頻繁な資金の融通関係、貿易の仲介を通して資本主義の紐帯に連結し、また一定程度、資本主義経営の方向に発展する変化をも発生させた。」「資本主義商業が旧式商業と本質的に区別される点は、旧式商業がわずかに簡単な商品の流通領域で活動しているのと異なり、……（産業資本循環過程に属し）産業資本が搾取しようとする剰余価値を実現し分割することである。」「この種の資本の機能は……資本の運転回数を増加させ、市場の範囲を拡大させることである。このため対外開放を必要とし、自由競争を必要とする。」<sup>29)</sup> しかし、当時の上海は、依然として行幫（ギルド）が林立しその行規（ギルド規約）による束縛が機能しており、「資本主義的变化の出現」、「伝統的要素の克服」の実態については検証を要するが、ここでは主として理論面から、商会成立の第一義的要因に、中国内部における資本主義的要素の発生・存在を認める見解が出て来たことに言及しておく。

### 三、ギルドの組織運営

当時現に存在したギルドと、新設の商会との接点はどこにみられるのであろうか。まずギルド内の組織運営について見れば、根岸侷によれば、ギルド創建直後は設立者又はその後継者をして董事（役員）たらしめ、また往々終身的のものあり、間々世襲のものさえあったけれども、漸次選挙により董事を定め、その員数を多くし、その任期を短くし、遂に成員をして輪番に董事の任に就かしめるようになった、という。またギルドの領袖は概ね大事を独断専行することなく、一々これを会議にはかり、「成員をして自由に意見を吐露せしめ、大多数の意見、出来得れば全会一致により議決することを例とする」、と述べている。<sup>30)</sup>しかし根岸は「成員に自由に意見を吐露させる」という状況はいつの時代に至ってからか、またその資料的根拠は何かを示していない。H. B. モースに拠れば、「上海の茶業組合は毎年選挙される十二人の委員が首班となり、その委員の一人一人が毎月代りに委員長となり、ギルド員は全くこの委員会には反抗できないのである。」<sup>31)</sup>ここでは組合役員の選出の仕方は選挙によるが、いったん選出されると組合員は「反抗できない」とされている。また汕頭ギルドは、形式は民主的で、二つの地域から夫々毎年二十四の店を選挙し、四十八人の組合員が委員会を組織する。しかし「こんなに民主的には見えるが、実際商業上の問題が起ると先ず利害関係の深い主な店だけで審議し、大体の同意を見てから関係のある小さな店も会議に参加し、全員一致でギルドに提出するのである。ギルドの会議でも滅多に討議の行われることなく、もし議案に大分反対のありそうな時はすぐ撤回してろう。更に重要な問題、殊に管理者が関係している場合等は討論もなければ記録も残されない。もし一般に議題の進行が望まれている様な時は、ギルド中の有力者で秘密の守れる主な動議提出者に一任してろうのである。」このように管理者が関係している問題は討論されず、また有力者の間で秘密が守られると述べられている。汕頭会館については芝罘（山東省）が代表的なもので、「その管理は主な店の代表者が六人ないし八人で委員会を作り、各自順番に一ヶ月宛支配人となって殆ど委員会を開かず、支配人の独裁に任せられるが、矢張りその時の最も有力な店の意見にいつも左右され勝ちである。」<sup>32)</sup>ここではより明確に「支配人の独裁と有力商店の優位さ」が指摘されている。モースは十九世紀後半の資料に基づいている。根岸の叙述はのちの国民政府（1927年成立）の時期、商会、工商同業公会両法を改訂し会長制や董事制を廃し委員制に代え、その任期を四年とし重任を許さず、一切の会議は多数決に依ることとしたという規定<sup>33)</sup>に準拠したものであろうか。ここで判明することは、清末のギルドはなお一般成員の発言権を制約していたことである。

このような体質を保持するギルドを新設の商会がどう吸収したのか。徐鼎新は「行幫富豪に資本主義的变化が生じて新式商会を成立させ、また構成した」<sup>34)</sup>と述べるが、この見解を肯定できるかは、以下に検討したい。

#### 四、一部行会内部の若干の変化

上海洋貨業中で名声を久しく享受した上海振華堂洋布公所は、早くも1858年に成立した。その成員は当初は上海の若干の北京製商品、広東回りの商品の雑貨店から分離してきた、洋布を専門に経営する小売店であり、一般にわずかな資本があるだけだった。その後、洋布が流行したので利益が得やすく続々と洋布店が開設され、一般の商店もカウンターを設けて洋布を兼営した。市場の需要は急激に増加し、洋布卸売販売業務の発展を刺激した。二十世紀初めになって、この種の洋布の卸売あるいは小売経営に従事する大手では、その責任者はみなすでに比較的強力な経済の実力を有し、また一定の社会地位と影響を備えた資本保有者だった。その中で最も輝かしいのは大豊洋布号で、英国、米国の輸入洋布を営む原物卸売商店であり、店主許春榮は、1877～1905年の間、連続して上海振華堂洋布公所の総董を担任した。彼はまたドイツ商徳華銀行の買辦でもあり、外国銀行と洋行との密接な関係を通して、資金融通の支持と商標請負取次販売の権利を獲得し、大豊を発展させただけでなくその他の企業にも投資した。姻戚の寧波籍の大商人葉澄衷と共同出資して、上海で4軒の大錢莊を開設した。許家がこれらの錢莊に預け入れた金額は銀四十万両の多さに達し、その資金の豊かさを知ることができる。<sup>35)</sup> 徐鼎新によれば、十九世紀末、二十世紀初め「近代資産階級の精神が行会の組織内部に浸透し」、上海振華堂洋布公所の一群の商業資本家でも、「その資本主義の趨勢は日増しに明らかになった。」当公所は同業が商業上の競争を展開するのを取り締まらなかっただけでなく、かつ商業知識の開通、経済市況の調査など、目的が資本主義の発展に寄与する経済活動に対しては、尽力して唱導し援助した。光緒三十一年（1905年）、当公所の董事は協議を経て、世界の潮流の下、公所は「新法をひたすら守り、時宜にそぐうようにさせるべき」であり「企画を練り直す」ことに決定し、以て潮流に適応しようと考えた。光緒末期、当業が衆議を経て改訂した『振華堂洋布公所規則』の記載にもとづけば、明確に「同業と連絡し、公益を維持し、商学を研究し、実業を興し、以て同業の発達を希望する」ことを当公所の宗旨となし、公所の議董（評議員）は「計画するところを提議し、職務とするとところに協力し援助し、公益に助力し、民意を調査する」責任を有すると規定した。当時、公所総董は許春榮から代替わりし、改選して当選した総董郁屏翰、協董邵琴涛、議董印錫璋らが推進する下で、振華堂補習学校、英文補習学校、振華奉仕学校（月謝を取らない学校）などを創立し、洋布業の従業員に専門の研修をする機会を獲得させ、知識の構造を改め、企業の素質を向上させた。当時の人は上海振華堂洋布公所は「人材を養成し、その功績は消し去ることはできない」と称賛したという。<sup>36)</sup>

生糸と茶の両業でも「改善が行われた」とみる見解がある。両業は国際市場の競争が激烈であるので低価格にするため、輸出の中国生糸、中国茶に混ぜ物を入れ偽物を作る弊害が深刻に存在し、かえって競争能力を弱めた。洋行は「そのたびごとに会館に抗議し」、「重ければ没収

して罪状を論議して処罰し、「軽ければ値引きさせ、売買市場への参加を認めなかった」。宏発茶号は進益洋行に銀四百両を罰せられ、蘭馨茶号は宝元洋行に銀四百両を罰せられ、同和行は同孚洋行に銀二百両を罰せられる事件が起こった。整頓を要求する声は、生糸、茶両業の同業団体の中で日増しに強くなり、主として各種商品の検査措置を強化し、粗悪品を混入し偽物を作る弊害を取り除こうとした。上海茶業会館は「商品見本の一律化を衆議する通告」等を公布し、また「茶販売章程六条の整頓を衆議すること」を立案した。<sup>37)</sup>しかし、絲(生糸)、茶両業会館は当時まだ集会、衆議あるいは文面でのアピールなど、呼びかけの途中にあるにすぎず、なお何らかの確実な措置をとることは見られなかったことを、徐氏も認めている。その中でも両業種中、「進取の気概のある資本家は、提唱しただけでなく、いくらか行動するところがあった。」それは市価の高低を把握するため、情報の先取りをすることである。そうすれば「取れる利があり、一網打尽にするのは難しくない。」よって当時少なからぬ倉庫兼仲買業は専任の人員と交通手段を割り当て、関係する市場の情報の収集、報告の活動に従事させた。ほどなく電話、電報で通信する手段が広まり、各行の倉庫業兼問屋業は先を争って経済市況の把握の速さを競った。しかしこの「先を争って速さを競う」やり方は、古い習慣を踏襲し、順序を追って事を進めることに慣れている絲業茶業両業会館と、「非常に共同歩調がとりにくかった」という。<sup>38)</sup>一方で、新興の製糸工場を経営する資本家は、絲廠繭業総公所を建て、繭生産基地を開発し、(繭生産業の盛んな各地区と蚕種を交換し)蚕の品種を改良し、相場を調査し、気風を開放するなど「新興の民族資産階級の実業振興、利権挽回の要求を反映した」という評価もあるが、<sup>39)</sup>この見解は公所の章程の内容にそのまま依拠したもので、実行されたかは実証されていない。

その他、棉花業での「改良活動」も報告されている。清末、上海市場で販売される棉花は粗悪品を混入し水を混ぜる現象も極めて甚だしく、直接中国綿糸の品質に影響するだけでなく、久しく中外紡績工場に非難されていた。ひどいのは1担(100斤)の棉花ごとに水7、8斤を混ぜ、水を混ぜた棉花は蒸し暑くて湿気をおび、容易にかびが生じ、紡績業者に損失を被らせた。同業者の整頓の呼びかけの下、上海南北市花業(棉業)公所は相ついで「湿花検査章程」を協議し、「各行が上海に運んで販売する棉花は、自ら小黒板を立て、公所に掛け、以て人々が見るのに供する」ことを規定した。<sup>40)</sup>

上海振華堂洋布公所は、二十世紀に入って、商業上の競争を認め、また新設の学校で人材を育成するなど、洋布業界では、商業の範囲内で従来のギルド慣行に変化が生じたことを示していると見られる。しかし、製糸業で、一部の新興製糸工場資本家が蚕種の改良を企図したのを除いて、生糸と茶の両業での「改善」といわれるものは、粗悪品の混入の取締り等、ギルド機能の基本の一つである品質管理、品質統一の規制が緩んだのを、締めなおしたものにすぎない。棉花業での「改良活動」もまた、同様である。これを新興資本家の資本主義的改良と混同して

はならないと思われる。したがって、行会内部の変化は業種によること、この段階ではごく一部の業種に限られることを認識し、かつ旧組織の従来の機能の存続と、一部分化した資本家の活動との区別をしておかねばならない。

## 注

- 1) 林原文子「中国近代ギルド研究の論点」関西外国語大学『研究論集』第84号、2006年9月。
- 2) 仁井田陞『中国の社会とギルド』東京、岩波書店、1951年初版、1983年版、本文289頁、索引29頁。
- 3) 『江蘇省上海県統志』呉馨ほか修、姚文ほか纂、台北、成文出版社、1970年、民国七年（1918年）刊本影印、『上海県統志』巻三、一葉～十六葉（1970年版、249-279頁）。
- 4) 根岸佶『上海のギルド』東京、日本評論社、昭和26年、全412頁。6-14頁。
- 5) 徐鼎新「旧上海工商会館、公所、同業公会的歴史考察」『上海研究論叢』第5輯、1990年。80頁。
- 6) 根岸佶『上海のギルド』18頁。
- 7) 根岸佶『上海のギルド』31-32頁。
- 8) 根岸佶『上海のギルド』32-33頁。
- 9) 徐鼎新「旧上海工商会館、公所、同業公会的歴史考察」84頁。
- 10) 根岸佶『上海のギルド』15-17頁。53頁。
- 11) 根岸佶『上海のギルド』32-35頁。
- 12) 根岸佶『上海のギルド』36-37頁。
- 13) 根岸佶『上海のギルド』38頁。
- 14) 根岸佶『上海のギルド』37頁。
- 15) 寧波人の上海に僑居するもの数十万に達し、寧波旅滬同郷会（滬は上海の別称）が清末に組織され、四明公所は宗教的、慈善的、親睦的事務のみを執り、その他同郷ギルドの事務は同郷会に移った。根岸佶『上海のギルド』62頁。57頁。59頁。
- 16) 根岸佶『上海のギルド』57頁。
- 17) 蕭国亮「清代沙船業資本主義萌芽の歴史考察」『中国資本主義萌芽問題論文集』江蘇人民出版社、1983年、419-453頁。
- 18) 徐鼎新「旧上海工商会館、公所、同業公会的歴史考察」85頁。
- 19) 商務印書館編譯所『上海指南』上海、商務印書館、1926年。徐鼎新「旧上海工商会館、公所、同業公会的歴史考察」86-91頁。
- 20) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史（1902-1929）』上海、上海社会科学院出版社、1991年、全454頁。34-35頁。『申報』1901年6月19日「通商情以前貿易説」。
- 21) 根岸佶『上海のギルド』339頁。
- 22) 「紳商」とは、清末の歴史条件下で形成された特殊な社会階層である。紳商は「紳」と「商」の二重

の地位身分、性格を一身に集め、上は官と紳の同じ宗旨や気風が相通じる政治的地位と社会的勢力を利用し、下は商と商の利害親しく共にし、互いに禍福がかかわりあう経済関係を利用し、当時、商務の発展、実業振興に妨げとなる官商のみぞを除去するためには、もっとも適当な仲介勢力であった。このため時勢に応じた上海紳商階層は非常に速く各業各幫の指導的人物に成り、一部の業界や地区の範囲内で行動を決定し、将来の命運を主宰する役割を果たした。のちその社会の仲介機能もまた一業一幫の範囲から地域全体の商界共同体内に拡大し、商業社会全体を支配するに足る指導体制を形成したとみなされる。徐鼎新、銭小明『上海総商会史』48頁。紳商指導体制は後篇の本文でも触れるが1902年の上海商業会議公所の成立から十八年間は続いた。

「紳商」の概念については、異なる見解が存在する。「紳商」は「紳」と「商」を指し、旧来の科挙に及第して実官についたことのある「紳」と「商」との間にはなお懸隔があったとする見方と、清末、商人の地位が上昇し官位を買い備え名実ともに実力を備えた「紳商」という一つの階層が出現したという見方がある。筆者は後者の見解に立っている。謝放「「紳商」詞義考析」、馬敏「「紳商」詞義及其内涵的幾点討論」、邱捷「清末文献中的広東“紳商”」（三篇とも『歴史研究』2001年第2期所収）参照。

- 23) 根岸佶『上海のギルド』340頁。
- 24) 張恒忠『上海総商会研究』台北、知書房出版社、1996年。40頁。
- 25) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」『中国近代經濟史研究資料』（9）上海、上海社会科学院出版社、1989年。43頁。
- 26) 『申報』1876年8月10日「絲業獲利」。
- 27) 中国社会科学院經濟研究所主編、上海市工商行政管理局上海市紡織公司棉布商業史料組編『上海市棉布商業』北京、中華書局、1979年。15頁。
- 28) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」45-46頁。
- 29) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」44頁。47頁。
- 30) 根岸佶『上海のギルド』21頁。
- 31) H. B. モース著、増井経夫訳『支那ギルド論』東京、生活社、1939年(原著1909年)、全126頁。16頁； Macgowan, “Chinese guilds or chambers of Commerce and Trade Unions” In *Journal of North-China Branch of the Royal Asiatic Society*, 1888-1889, p.152.
- 32) H. B. モース前掲書、75-76頁；*Decennial Reports of the Chinese Imperial Maritime Customs*, 1882-91, p.537 (『海関十年報』)、および、同書、76-77頁；*Decennial Reports*, 1882-91, p.77.
- 33) 根岸佶『上海のギルド』、21頁。
- 34) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」50頁。
- 35) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」52-53頁。
- 36) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」57頁；『(上海) 振華堂洋布公所規則』時中書局鉛印本。『移建振華堂洋布公所並創事務所証』上海市棉布商業同業会公会檔案、第一卷。  
振華堂洋布公所は、指導者の選出方法についても改革を行った。本文にも記したように光緒三十一年、

- 「世界の潮流が新しきに赴き古きを改める」のに鑑み、「ひたすら新法に従い、時宜にそぐわせざるを得ず」、ここにおいて企画を新たに定め、従来の推薦による方法を取り止め、選挙の方法を採用した。宋鈞友「<sup>てん</sup>従会館、公所到公会的制度変遷——兼論政府與同業組織現代化的關係」『復印報刊資料・中国近代史』2001年第9期。元の掲載は『檔案與史学』2001年3月、上海。依拠した史料は「移建振華堂洋布公所并創事務所記」、上海市檔案館所蔵、卷宗号 s 231-1-2。
- 37) 『華商聯合報』第三期、宣統元年閏二月（1909年4月）、「上海茶業会館の通告、章程」、6件。『華商聯合報』はテーマごとに第1頁から始まり、頁が続いていないが、第三期は合わせて179頁ある。「上海茶業会館の通告、章程」はその中の第150-159頁に相当する頁の中にある；「上海茶業会館公議貨様一律通告」、「上海茶業公議整頓售茶章程六条」ほか。中国の国家図書館（旧、北京図書館）所蔵。
- 38) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」57-59頁。『申報』1882年11月25日、「津滬電線告成有益無損説」。
- 39) 徐鼎新「試論清末民初上海（江浙皖）絲廠繭業総公所」中国社会科学院經濟研究所『中国經濟史研究』1986年第2期、61-75頁。
- 40) 徐鼎新「清末上海若干行会的演變和商会的早期形態」59頁；「上海南市花業公所章程八条」、「上海南市花業公議查驗湿花規条三則」、他。

（りんばら・ふみこ 外国語学部教授）